保護者各位

社会福祉法人めぐみ福祉会
二　川　保　育　園

「苦情等申し出窓口」の設置について

社会福祉法第８２条の規定により、二川保育園入園児保護者からの苦情の対応についてお知らせいたします。

保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当および第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めております。

記

１．苦情解決責任者　　園　　長　　田中　美幸
２．苦情受付担当者　　主任保育士　　江上　美佐
３．第三者委員　　（１）長田　一美　《連絡先　２４１－２８３３》
　　（２）菊島　フジエ　《連絡先　２４１－２５０７》
４．苦情の解決方法

（１）苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

電話　　２４１－６９５６

メールアドレス　　info@futagawa-hoikuen.net

（２）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して報告を受けた旨を通知します。

（３）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

（４）「山梨県運営適正委員会」の紹介

保育園で解決できない苦情は、社会福祉法人　山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることができます。

≪山梨県運営適正化委員会　連絡先≫

〒400-0005　山梨県甲府市北新 1-2-12　　TEL　254-1820　　FAX　254-1821

苦情等の解決のための仕組みについて

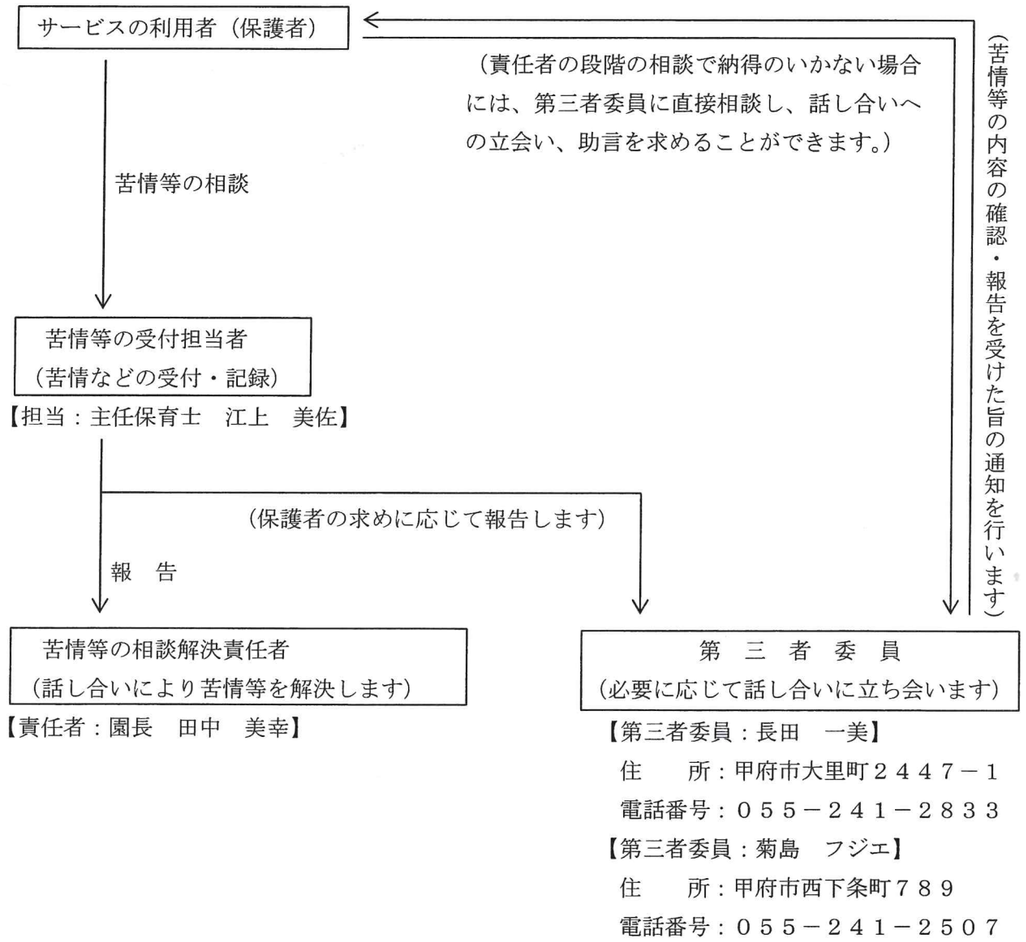

※ 相談の解決の結果（改善事項）は、口頭もしくは文書で、責任者よりご報告申し上げます。

※ 以上の仕組みで解決できない苦情等は、左記で紹介した山梨県運営適正化委員会に申し立てることができます。